

○建築確認申請・中間検査申請・完了検査申請

| 床面積の合計 | 確認申請 | 中間検査申請 | 完了検査申請 (中間検査あり) | 完了検査申請 (中間検査なし) |
|--|----------------------|---------|--------------------|--------------------|
| 30m ² 以内 | 9,050円 | — | — | 14,000円 |
| 30m ² を超える100m ² 以内 | 16,600円 | — | — | 21,900円 |
| 100m ² を超える200m ² 以内 | 26,500円 | 31,800円 | 33,100円 | 33,400円 |
| 200m ² を超える300m ² 以内 | 28,900円 | 41,400円 | 43,300円 | 43,700円 |
| 300m ² を超える500m ² 以内 | 38,100円 | 42,800円 | 46,300円 | 46,800円 |
| 500m ² を超える1,000m ² 以内 | 68,600円 | 50,100円 | 57,700円 | 59,000円 |
| 1,000m ² を超えるもの | 115,000円 | 51,200円 | 66,400円 | 68,400円 |
| 工作物 (計画の変更) | 18,800円 (11,700円) | — | — | 30,000円 |

※次に掲げる場合においては、当該各部分の床面積の二分の一について上表の申請手数料の額を適用します。

○確認を受けた建築物の計画を変更する場合、当該計画の変更に係る部分の床面積

○建築物の移転、大規模の修繕、大規模の模様替えをする場合

※次に掲げる場合においては、上表の申請手数料の二分の一の額となります。

○公共事業の為、補償を受けた建築物等に代わるものとして建築されるもの

○建築物が災害により滅失等した日から6ヶ月以内に被災者がみずから使用する為に建築するもの

○省エネ基準適合に係る建築確認申請・完了検査申請

| 種別 | | 床面積の合計 | 上記確認申請手数料 に合算する手数料 【仕様基準】 | 上記完了検査手数料 に合算する手数料 | |
|-----|-------|----------------------|---------------------------------|-----------------------|--|
| 住宅 | 戸建て | 200m ² 未満 | 13,000円 | 5,000円 | |
| | | 200m ² 以上 | 14,000円 | | |
| | 共同住宅等 | 300m ² 未満 | 24,400円 | 10,000円 | |
| | | 300m ² 以上 | 38,400円 | 20,000円 | |
| 非住宅 | | 300m ² 未満 | — | 10,000円 | |
| | | 300m ² 以上 | — | 17,100円 | |

○許可・認定申請

| 申請の種類 | 法令条項 | 申請手数料 |
|--|---|----------------------------------|
| 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請 | 法第7条の6第1項第1号、第2号 第18条第38項第1号、第2号 法第88条第1項 | 120,000円 |
| 道路位置指定に関する申請 | 法第42条第1項第5号 | 50,000円 |
| 建築物の敷地と道との関係に関する認定申請 | 法第43条第2項第1号 | 27,300円 |
| 仮設建築物の建築許可申請 | 法第85条第6項 | 120,000円 |
| 総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請 | 建築物が2 法第86条第1項 建築物が3以上 | 78,300円 78,300円+28,000円×(n-2) |
| 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請 | 建築物が1 法第86条第2項 建築物が2以上 | 78,300円 78,300円+28,000円×(n-1) |
| 一敷地内認定建築物以外の建築物の新築又は一敷地内認定建築物の増築等の認定申請 | 建築物が1 法第86条の2第1項 建築物が2以上 | 78,300円 78,300円+28,000円×(n-1) |
| 1の敷地とみなすこと等の認定取消し申請 | 法第86条の5第1項 | 6,480円+n×12,000円 |
| 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定申請 | 認定申請 法第86条の8第1項 変更認定申請 法第86条の8第3項 | 27,300円 27,300円 |
| 既存の1の建築物について2以上の工事に分けて用途の変更に伴う工事を行う場合の制限の緩和に係る工事の全体計画の認定申請 | 認定申請 法第87条の2第1項 変更認定申請 法第87条の2第2項において準用する同法第86条の8第3項 | 27,300円 27,300円 |
| 建築物の用途を変更して興行場等として使用する場合の許可申請 | 法第87条の3第6項 | 120,000円 |
| 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る接道義務の適用除外認定申請 | 法第137条の12第6項 | 27,300円 |
| 大規模の修繕又は大規模の模様替に係る道路内の建築制限の適用除外認定申請 | 法第137条の12第7項 | 27,300円 |

n : 建築物数